



長野県報

5月18日(月)
平成27年
(2015年)
第2674号

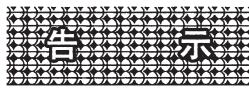
目次

告示

地方自治法施行令に基づく自動車税の収納の事務の委託(税務課).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	2
森林法に基づく保安林の指定(森林づくり推進課).....	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課).....	2
地方自治法施行令に基づく県営住宅の家賃及び県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務の委託(建築住宅課公営住宅室).....	2
地方自治法施行令に基づく県営改良住宅の家賃及び県営改良住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務の委託(建築住宅課公営住宅室).....	3

公告

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可(農村振興課).....	3
随意契約の相手方の決定(会計課).....	3
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課).....	4



長野県告示第250号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により、次のとおり自動車税の収納の事務を委託しました。

平成27年5月18日

長野県知事 阿部守一

委託を受けた者の所在地及び名称	委託した事務の内容	委託期間
長野県長野市大字中御所岡田178番地8 株式会社八十二銀行	自動車税の収納事務の調整	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 地銀ネットワークサービス株式会社	収納した自動車税及びその自動車税に係る収納情報の取りまとめ	同上
東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	直営店及び加盟店における自動車税の収納事務	同上
東京都品川区大崎1丁目11番2号 株式会社ローソン	同上	同上

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ファミリーマート	同上	同上
愛知県稲沢市天池五反田町1番地 株式会社サークルKサンクス	同上	同上
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 山崎製パン株式会社	同上	同上
群馬県前橋市亀里町900番地 株式会社セーブオン	同上	同上
東京都千代田区神田錦町1丁目1番地 ミニストップ株式会社	同上	同上
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポプラ	同上	同上
茨城県土浦市小松二丁目13番1号 株式会社ココストアイースト	同上	同上
神奈川県横浜市中区日本大通17番地 株式会社スリーエフ	同上	同上
愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号 株式会社ココストア	同上	同上

東京都中央区日本橋一丁目1番1号 国分グローサーズチェーン株式会社	同上	同上
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地 株式会社セイコーマート	同上	同上
東京都港区港南1丁目8番27号 株式会社しんきん情報サービス	同上	同上

税務課

長野県告示第251号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年5月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草2423の17、2423の18、2423の20
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第252号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成27年5月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林の所在場所
上田市東内字上日向2292の1、2293の1、2293の2、2294の1、2295の1、2296の1、2297の1、2298の1、2299の1、2300の1、2301、2303の1、2304の1、2305の1、2306の1、2307の1、2307の2、2307のイの1、2309の1
- 2 指定の目的
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件

森林づくり推進課

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第253号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年5月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北安曇郡白馬村大字北城字石原18623（次の図に示す部分に限る。）、字大日影18007の2、字かけ18016、字新崎18017の1、18017の2、字外林25228、字小屋ノ平25244の4、25252の1、25256の2、25257の2、25258の2、25259の2、25261の2、25263の2、25264の2、25265の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

長野県告示第254号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅の家賃及び県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務（上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、茅野市、東御市、諏訪郡及び下伊那郡の区域に所在する県営住宅に係る事務に限る。）を次のとおり委託しました。

平成27年5月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 受託者住所
長野市大字南長野南県町1003番地1
- 2 受託者氏名
長野県住宅供給公社
- 3 委託期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

建築住宅課公営住宅室

県営改良住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務を次のとおり委託しました。

平成27年5月18日

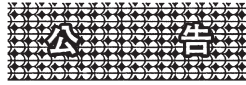
長野県知事 阿部 守一

- 1 受託者住所
長野市大字南長野南県町1003番地1
- 2 受託者氏名
長野県住宅供給公社
- 3 委託期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

建築住宅課公営住宅室

長野県告示第255号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、諏訪市に所在する県営改良住宅の家賃及び



公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成26年法律第101号)第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成27年5月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 認可した農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
青木 昭一	塩尻市大字下西条380	塩尻市大字下西条字中堰65-1ほか1筆
農事組合法人小赤営農	松本市大字寿小赤1179-2	塩尻市大字広丘吉田字広牧2624ほか7筆

- 2 農用地利用配分計画を認可した日

平成27年5月18日

農村振興課

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成27年5月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
財務会計システム運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県会計局会計課
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年3月18日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社日立製作所北関東支店
 - (2) 所在地 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16

- 5 随意契約に係る契約金額

55,512,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 随意契約の理由

本件相手方と既に契約を締結した特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、本件相手方以外の者から調達をしたならばその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当)

会計課